

さりげなく、ともに生きる!!
「おもいやりの町、しもすわ」をめざして。

「社協だより」は共同募金の
配分金で発行されています。



2021年6月号 No.288

発行人・濱 克典

編集・社会福祉法人

下諏訪社会福祉協議会

社協だより

ボランティアさん大募集!!

「空いた時間を使って」「特技・趣味を活かして」
ボランティア活動をしませんか?
ご登録いただいたら、ボランティア活動の情報を、
都度ご提供させていただきます。
役員などをお願いすることはございませんので、
お気軽にご応募ください!!

こんなボランティア活動はいかがでしょう



世代間交流イベント

「昔の遊びでもりあがろう」

ボランティア連絡協議会から引き継いで
実施するイベントです。
昔からある遊びを通じて、子どもから
大人まで世代を越えて
交流します。



ボランティア講座

過去の実施例:「ポスター作成講座」
手書きのポスターの作り方を
学びました。

有償ボランティア ご近所の輪事業



雪かき・草とり・ゴミだし・掃除などでお困りの
方とボランティアさんをつなぎます。
利用者さんからは、30分で300円の利用料
をいただき、ボランティアさんの
活動費となります。

様々な 地域ニーズ(課題)に対して

地域では様々な場面で、ボランティアの力を
必要としています。
「地域の困っている人に、どんなボランティア活動
ができるだろうか。」一緒に考え、活動しませんか。



学習支援



食料支援

ご興味のある方は
お気軽にご連絡ください!



問い合わせ: 下諏訪町社会福祉協議会
社協・生活応援センター
TEL 27-8886 FAX 27-0890

こんな時にご相談ください！

下諏訪町地域包括支援センター

介護や 健康のこと

- ・デイサービスに通いたい
- ・家事が思うようにできず困っている
- ・身体の機能に不安がある など

要支援1・2、事業対象者の方の
ケアマネジメントや介護予防の事業の
ご案内を行ないます。

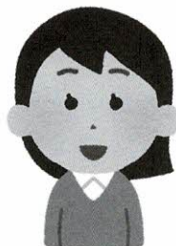
権利を守ること

- ・悪質な訪問販売の被害にあった
- ・財産管理に自信がなくなった
- ・隣の家から怒鳴り声が聞こえるけど大丈夫かな
- ・介護がとても負担に感じる…誰かに話を聞いてほしい など

高齢者の方の権利を守るための
ご相談にのります。



保健師・看護師



主任ケアマネジャー



社会福祉士

- ・隣の家の人、生活が大変そうになっているけど大丈夫かな
- ・お母さんのもの忘れが心配 など

周囲の方や家族からのご相談をお受け
しています。

さまざまな 相談ごと

誰もが住みなれた下諏訪町で暮らし続けられるように、行政や医療、福祉の関係機関や地域のケアマネジャーのみなさんとネットワークをつくり、支援します。

暮らしやすい 地域のために

認知症初期集中支援チーム

認知症かも？と思われる方や認知症の症状でお困りの方のご自宅に訪問し、お身体の具合や普段の生活で困っていることなどを伺い、どんな関わりがいいのか、どんな支援が必要かを一緒に考えます。

下諏訪町

地域包括支援センター

TEL：26-3377

FAX：26-3322



湯めぐりばす ～地元の温泉に行きませんか～

下諏訪町にはたくさんの公衆浴場があります。
せっかく身近にあるのだから、健康維持・向上に活用しない手はありませんよね？
ぜひ、湯めぐりばすを利用して、地元のいい湯を巡ってみませんか？

- 【利用できる方】 下諏訪町内に居住している
- ・ 60歳以上の方
 - ・ 障がいのある方
 - ・ 3歳未満の乳幼児及びその保護者
- 【運 行 日】 毎週木曜日（祝祭日、年末年始を除く）
午前9時くらいから送迎を始めて、
利用者さんを乗せながら町内の公衆
浴場を巡ります。



買いものばす

やっぱり買う物は、実際に見て選びたい…。
買い物に行きたいけど、ひとりで行くのは不安…。
そんな皆様を買い物ばすは応援します。
行き先は、乗車時にお聞きします。
乗り合わせた人との交流も楽しいですよ！
お気軽にご乗車ください。



- 【利用できる方】 下諏訪町内に居住し、買い物に困っている
- ・ 65歳以上の方
 - ・ 障がいのある方
- 【運 行 日】 第1・第3火曜日：マイクロバスの日
第2・第4火曜日：ワゴン車の日
※お住まいの場所により運行日が決まります。
- 【行 き 先】 町内商業施設及びオギノ岡谷店（事前に打ち合わせいたします）



ご利用を
お待ちしております！

【湯めぐりばす事業及び買い物ばす 参加申込・連絡先】
社協生活応援センター TEL 27-8886

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業等で、生活資金にお悩みの皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

コロナ特例貸付の受付期間が令和3年6月末までに延長されました

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急小口資金等の特例貸付の申請は、1世帯につき1回となっています。

緊急小口資金の特例貸付を実施

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額：10万円以内（ただし、世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等、要介護者、臨時休校した学年に通う子どもがいるときなどは20万円以内）

措置期間：1年以内 償還期間：2年以内 貸付利子：無利子 保証人：不要

総合支援資金(生活支援費)の要件を一部拡大

失業等で、日常生活全般に困難を抱えており、継続的な相談支援と生活費が必要な場合に貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※原則、自立相談支援機関（まいさぼ）の継続的な支援を受けることが要件です。失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は貸付を受けることができる方は対象外です。

貸付上限額：《単身世帯》月15万円以内 《複数世帯》月20万円以内

措置期間：1年以内 償還期間：10年以内 貸付利子：無利子 保証人：不要

※ご相談は事前予約制でお願いしています。☎27-8886 にお電話ください。

コロナ禍で生活に困っている方などの食糧支援にご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症の影響で、日々の食事にもお困りのご家庭が増えています。社会福祉協議会では、皆様からいただいたご寄付などを活用し、お困りの方に食糧支援をしています。

今年はコロナ禍の中、食糧支援を必要とする方は例年より多く、支援できる食料が不足しているのが現状です。つきましては、皆様のご家庭などにご協力いただける物資がございましたら、ご寄付いただけると幸いです。ご協力をお願いいたします。

ご提供いただきたい食品

- ・お米 ・缶詰 ・レトルト食品
- ・乾物（乾麺） ・カップ麺
- ・お菓子 ・調味料

※全て未開封で、賞味期限が1ヵ月以上あるものをお願いします。

※野菜等、農産物も募集しています。



提供いただける場合は、
社協・生活応援センター
TEL 27-8886
にご連絡ください